第 4937 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 3月 7日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 控除対象外消費税額等の処理

Q：消費税の課税売上割合が95%未満の場合、控除できない消費税が生じるそうですが、これはどのように処理をするのですか？

A：控除対象外消費税額等といいますが、資産にかかるものと経費にかかるもので処理が違います。

【解説】

控除対象外消費税額等が生じる事業者は、課税売上割合が95%未満の事業者及び課税売上高が５億円超の事業者ですが、控除対象外消費税額等については、資産にかかるものと経費にかかるものとで、次のように処理が違います。

①資産に係るもの

ｲ.課税売上割合が80%以上の場合

損金経理を要件に一時の損金となります。

ﾛ.課税売上割合が80%未満の場合

・棚卸資産及び一の資産に係るものが20万円未満の場合…損金経理を要件に一時の損金になります。

・上記以外…繰延消費税額等として資産に計上して５年以上の期間で償却費として損金に算入できます。

②経費に係るもの

発生した課税期間において損金に算入することができます。ただし、交際費等については、これを支出交際費等の額に含めて交際費課税の対象にします。